

平成 30 年 5 月 1 日

事業者各位

守口市総務部総務課

解体工事の入札参加者に必要な資格（施工実績）の考え方について

本市が発注する解体工事の入札において、当該入札参加者に必要な資格として求める過去の元請施工実績については、下記のとおり考え、審査します。

記

- 1 解体工事の実績は、当該工事がどの業種で発注されているかを問いません。すなわち、発注時の業種が建築一式工事、土木一式工事等であったとしても、工事の内容が解体工事であれば、元請施工実績として用いることができます。
- 2 元請施工実績として解体工事と新築工事とが複合する工事を用いる場合は、当該工事の解体工事に該当する部分について、入札参加者に必要な元請施工実績に該当するかを判断します。
この場合、事後審査資料として解体工事に該当する部分に相当する契約金額が分かる資料（工事費内訳書等）を提出してください。